
平成27年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成27年6月19日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成27年6月19日 午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第49号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 陳情第4号 放課後児童クラブ(ひまわり学級)移転に関する陳情書
- 日程第6 請願第5号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願
(追加議案)
- 日程第7 発議案第7号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第8 発議案第8号 議会における地方行政調査について
- 日程第9 発議案第9号 ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書
- 日程第10 発議案第10号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書
- 日程第11 発議案第11号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 日程第12 発議案第12号 安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法制整備法案)の
今国会での成立に反対する意見書
- 日程第13 議員派遣
- 日程第14 議長発議第13号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第15 議長発議第14号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第16 議長発議第15号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第49号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第2号)

- 日程第5 陳情第4号 放課後児童クラブ（ひまわり学級）移転に関する陳情書
- 日程第6 請願第5号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願
(追加議案)
- 日程第7 発議案第7号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第8 発議案第8号 議会における地方行政調査について
- 日程第9 発議案第9号 ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書
- 日程第10 発議案第10号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書
- 日程第11 発議案第11号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 日程第12 発議案第12号 安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の
今国会での成立に反対する意見書
- 日程第13 議員派遣
- 日程第14 議長発議第13号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第15 議長発議第14号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第16 議長発議第15号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 唯清 視君 書記 杉谷 元 宏君

書記 小 林 公 葉君

書記 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	上 川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	伊 藤 真君	町民生活課長	山 根 修 子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	清 水 達 人君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	山 口 俊 司君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	芝 田 卓 巳君
上下水道課長	仲 田 磨理子君	産業課長	頼 田 泰 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前11時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、細田元教君、10番、石上良夫君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第48号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、議案第 4 8 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長の井田でございます。報告いたします。

議案第 4 8 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

内容でございますが、平成 2 7 年度国民健康保険税の税率決定に伴う改正で、医療、後期高齢、介護分の所得割、資産割、均等割、平等割、特定世帯、特定継続世帯の税率及び賦課額を改正するものであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、反対意見でございますが、住民生活を考えれば増税はやるべきでない。住民負担の実態はモデルの例を挙げてもらっているが、大変厳しい状態にあって住民生活を追い込むことになる。

次に、賛成意見ですが、確かに税率が上がることは大変であるが、残った基金を全て投入しても 1 人当たり 2, 8 3 7 円上がるということで住民の負担は上がるわけですが、町の基金を全て投入した上での改正であるため、いたし方ないと思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ありがとうございます。

本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 4 8 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

国保税が他の医療保険に比べ、重い負担感があることを今議会、町長も認められております。現下の経済情勢は政府の調査で、実質賃金の低下と家庭消費支出の低下が進んでいます。このよ
うなとき、政府も国保税の負担の重さに一定の理解を示し、2 7 年度予算で 2, 7 0 0 億を市町村国保に繰り入れることになりました。この財源を活用して全国の自治体では、国保税の引き下げを決めたところが相次いでいます。これまで国の調整交付金でペナルティーを科される中でも、全国の自治体では総額 3, 4 0 0 億円程度の一般会計からの繰り入れを行い、被保険者の負担を引き下げる努力がなされてきました。

一方、南部町ではこれまでかたくなに国保税の引き上げの努力をしてきませんでした。住民の生活実態に目を向ければ、余りに冷たい行政と言わなければなりません。

今回の税率引き上げで、例えば町が示した2つのモデルを見てみますと、40歳から64歳の世帯主、収入400万、固定資産税12万円、配偶者収入なし、子供2人の4人世帯の場合、現行45万8,200円が50万4,300円となり、4万6,100円の値上げとなります。また、同じ年齢の世帯主、収入270万、配偶者収入130万、その他の条件同じの世帯の場合、現行39万4,600円が43万3,700円となり、3万9,100円の値上げとなります。負担率で見ると、それぞれ12.61%と10.84%となり、重い負担の実態を示しています。

町長は、ルールに従い、制度を運用していくと繰り返していますが、裏を返せば町として特別の努力はしないと言っていることとなります。

また、医療費の水準が県内で2番目と高い実態にあり、これに対する対応も改善することが必要です。そして、町民の健康を増進し、ひいては国保税の軽減につなげる努力も求められます。

財源問題については後の討論に譲り、以上、反対討論といたします。（「ごめん、ちょっと、ちょっと」「議長、ちょっと休憩、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 若干、休憩をとります。

午前11時06分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 済みません。どこだ……（「引き下げを引き上げと言った分の訂正を」と呼ぶ者あり）どこだかいな。（「議員のミス、どこの部分か聞かんとだめ。多分引き下げるところ、訂正して」と呼ぶ者あり）どこだかいな。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩をいたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 申しわけありません。討論の途中あたりで、一方、南部町はとい

うくだりがありました。その中で、国保税の引き下げの努力ということを原稿では書いておりますが、発言のほうは引き上げというふうにどうも読み間違えたようですので、引き上げを引き下げの努力というふうに訂正をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 議員のほうから訂正の申し出がありました。よろしくをお願いいたします。

それでは、次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 1 番、白川です。私は、この案件、可決すべきという気持ちで発言をさせていただきます。

先ほどですけれども、町のほうはこの国保にかかわる制度設計について、全く努力をしていないではいかというような発言がありましたけれども、私は全くそんなこと思ってませんよ。今、医療費の増加原因として加入者の長寿化や加入者の年齢構造の問題などがありますが、国保制度において今後も維持しなければならないこと、今後も続けていかなければならないこととしまして、低所得者への2割、5割、7割の減免措置とか高齢者の窓口1割負担など、また高額医療費の自己負担限度額など、いつ何どき起こるかもわかりません病気、けがに対応したものでなければならぬと思っております。

例えば1カ月の医療費が100万円を超える方がおられたとしましょう。しかし、その窓口負担を数万円で済むような設計になっておりますので、医療費の伸びに応じた応能、応益の原則で保険料というものを設計しなければならないと思っております。そうしなければ、この保険制度そのものの骨格が崩れてしまうというふうに考えておりますので、可決すべきと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国保税の引き上げの条例に反対をいたします。

今回出された条例は、先ほど植田議員が述べたとおり、要は税率等を引き上げてくるわけですよ。

結果として委員会で論議の中で、なかなか数字が一体どのくらい上がるということを住民に説明するののかという点で各担当課でも意見が違って来たんですけども、今回討論で使わせていただきますのは、算出比較法で運協に出された資料を前年対比増減見たら、医療、後期分、介護分入れて2, 873円、1人当たり上がってくるというのが出されてきているわけなんですよ。このことで、だとすれば総額幾らがお金足りなかったのかというところちょっともめちゃったんですけど

ども、ここは1人当たり2,873円、介護分もあるんだけど、全体へ見た場合、これを単純に被保険者数で約2,600ですよ、掛けた場合は、800万円あれば上げなくて済むわけですよ。

きっと賛成討論の方の中で言うと思うんですけども、平成27年度の国保税は26年度に2,400万円の余剰金が出たということで、これを全額繰り入れてした結果、当初、運協では本来であれば単年度決算でやった場合の国保税と係る給付費をした場合、1人当たり医療、後期、介護分も合わせて1万2,670円という数字が出たんですよ。それで、2,400万円を入れて、それでは余り高過ぎるので、2,873円に2,400万入れてした案を運協では採用してきたということなんです。その努力については、私は認めたいと思うんですよ。と同時に、本来であれば、単年度決算でいえば1万2,670円足りなかったのは事実だろうというふうに思います。基金もなく2,400万を、余剰金をそのまま入れたということについては、入れざるを得ないほど緊迫してたということなんで、国保税が大変だということもわかるわけなんです。

ところが、住民側から見た場合、先ほど示されていたモデルもありましたけども、課が出してくれた20モデルのうち、とりわけ所得の低い7割軽減世帯は、軒並み増になるわけですよ。少なくとも私は、こういうことを考えた場合、特にとりわけ国保世帯が低所得者層、多いことを考えた場合、今の町のすべき努力というのは、国保税上げを下げをすべきやというふうに思うんですよ、住民生活見た場合。とすれば、どういう努力するかというと、800万をどっから持ってくる。これがいけないと言いますが、全国的に3,400万か700万か植田議員が言ってる数字というのは、それはどういうふうに算出されたかということ、全国的に見たら国保税が余りにも高過ぎて市町村が独自に一般財源から入れてるということを考慮してる金額でもあるわけですよ。そういうことを見たら、国保税は一般会計から繰り入れられませんと言いますが、多くの自治体はそういう努力をして住民生活を守る努力をしているという点です。

それで、先ほど白川議員がおっしゃった、例えばこの医療制度は十分に配慮されてて、2割、5割、7割減額とか窓口負担が高齢者の場合は低くなっているのではないかと、これは確かにそうなんです。なぜそうしたかということ、余りにも国保税が高過ぎる、税金が高過ぎて窓口負担が高過ぎるから、だからこういう施策は国がとってるということなんです。ということは、町長もおっしゃるように国保税が高いという認識があるという段階では、住民生活や所得税の状況わかりますので、それを考えた場合、800万を一般財源から入れて国保の引き上げをやめるべきだと。恐らく27年度の決算ではどうなるか知りませんが、少し2,400万と言いますが、全く基金がゼロになるんでしょうか。そのことの検討と、もう一つは、何回も言ってるように、

健康管理センターすこやかについての運営費は、国保中央会が出した資料の中にも、そういうふうに一般的な施策の中でのものについては一般会計から充当させるのが適当であるという見解もあるわけです。そういうことを考えたら、健康管理センターの費用等、それを国保会計から外すことによってでも、金額は出てくる可能性はあると思うんです。そういうことを考えて、あらゆる努力をして国保税の引き上げはやめるべきだと、今回の引き上げについては反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ございますか。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田でございます。今回の条例については賛成をいたします。

今、真壁議員が語る言われましたとおり、確かに国保税というのは今、私やちが払っている税金の中で一番高い料であり、税金だとは認識しております。それにもかかわらず、これを今回の単年度決算で2,400万繰越金が出まして、この2,400万を今回、全部投入いたしました。ということは、もう基金がないんです。これは国保の特別会計でありますので、なかなか思うようになりませんが、そういうことで何とかしてこれを入れて2,873円の1人当たりアップになると。

真壁議員は、これはこれで被保険者を全部入れた800万ぐらいでいいじゃないかと言われました。これは初めて出てますが、税務課が出した資料では1,500万ほどまだ足りない。これ、全部、医療、後期、介護分入れたら1,500万も足りないから、これを計算したら2,873円を徴収せないけんということでございまして、確かに今、この国保に入っている方というのは、もう現役世代をやめられた方とか、全部低所得者も含めてほとんど国民皆保険の最後の受け皿です。一番大事なことだし、一番厳しいところでございます。

今まで一般会計からという話もありましたが、法定内繰り入れは全部しておりまして、あとは法定外繰り入れをどういふかと、ことですが、運協でも言いました。これは町長の執行部の決断でございますが、この国保に入っていない方はほとんど生活保護を除いて協会けんぽ、共済組合、組合管掌保険、これらの方はすごい会社と二分しながら保険料を払っておられます。国保以上に払っておられると思いますけども、そこからまた、それらの人からまた保険料をわずかでも取って払っていいのかという大きなこんなんもジレンマもあるし、問題もありますから、この国保以外のいろんな保険に入っている方の了解が得られるような何かの施策を講じていただきまして、ここの会計に入れてもらって、わずかでも下げるような努力を今後していただきたいことは、こ

の場からでもお願いしたいと思います。もうこれ以上の国保を上げると本当に大変でございます。こればかりじゃなしに介護保険料もあるし、今度は後期が別として介護保険料とか皆、払わないけませんので、大変なことに、もう青空天井だないですけど、それを何としても食い止めたい。それはもう一つの施策としてそれをお願いしたいということと、国保の事務関係に保健師が今、おります。今度は協会けんぽとの病名のと都合したりして、大体南部町の一番医療費を食べる病名とかが判別しております。これらのこの保健師、健康福祉課を中心として全軍挙げてこれらの予防等に、またこれらも本当に頑張ってください、この医療費の抑制を病院に行かせるんじゃないしに、そういう予防を十分にさせていただきながら元気な皆さん方になっていただき、この国保会計が今度、こういうことにならないように頑張ってくださいたいことをお願いいたしまして、この件については賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 反対ですね。委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この議案第48号、国民健康保険税条例の一部改正に反対するものであります。

私は、昨日、ある方と4人か、おられた方に議会は終わりましたかということ、いや、あすが最終日ですよということで、今回は、議案はたしか2つしか出てないんだけど、1つは其中で国保税のが引き上げ、負担増ということになる内容の分なんですよと言ったら、今でさえ大変だよと、何で上げんといけんですかと。国保に加入というのは元気なとき、いわゆる現役のときは職場というんですか、国保だないけども、しかし、そのときは、けがもあるけど病気は少なかったと。しかし、国保は、現役を退いて所得も減った中、それで病気がちもふえるという中、何とかしてほしいんですよという声が切実に語られました。

私は、先ほど反対議員の中での論旨と同じなんです、1点申し上げておきたいことなんですけども、ことしのこの予算というんですか、国保の会計は一体、徴収率ですね、これは幾らで換算してるんですかということでしたら、94%で換算してるということだったんです。ここに資料いただいた中では、26年度は96%、高いわけですね、2%。それから見るとちょっと低いじゃないかというぐあいに、徴収率が低いということを思うんです。ただ、この96%に上がった内容を見ますと、現年分は確かに96%ですが、過年度分は24年度のときは22.7%あったんです。ところが、25%、これが現年分は94.9%。過年度分が24年度と比べると25年度は、現年分は上がってるんですが、過年度分は落ちております。94.9%に対して18.2%。さらに26年度、昨年ですね、これは現年分が96%。しかし、過年度分は13.3%に

落ちてるんですよ。つまり、裏返しは何かといえば非常に負担が多いということなんです。そういう中で、ことし94%に組んでおられますが、現年度分が目標は達成されるかもしれません。これはわかりませんが、ただ、過年度分が一体どうなるのか。つまり、トータルすると、やはり非常に大変苦しい中で納めておられる、納税されてる。この状況があらわれてるんじゃないでしょうか。

だから、私が言いたいのは、やはりこういう窮状を救うためには一般財源を投入して、そして負担を軽くしてあげる、このことを強く求めるものであります。そして、後年ですけど、県で一本化するということになりますと、恐らくもっと負担がふえるんじゃないかと、このように思います。そういうことからいけば、やはり負担を軽減するための努力をしてほしい。このことから反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ございますか。

4番、板井隆君。

賛成ですね。

○議員（4番 板井 隆君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成の発言を許します。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

誰しも上がることに對して賛成と言う人は、ここ議員でも、もろ手を挙げて賛成ということは、もう絶対ないというふうに思います。ただ、説明を受けた中で、先ほど白川議員、それから細田議員のほうからの賛成討論にもありましたように、町も残った基金2,500万円をまず投入していく……（「2,400万」と呼ぶ者あり）失礼しました。訂正です、2,400万円を投入していく。この金額ですけれど、結局、26年度の結果と決算の結果、それを見て27年度の概算を出した中でのことです。

そして、執行部のほうからも説明が町長のほうからもありました。南部町の場合、保険税は鳥取県でいけば下から6番目に安い金額である。ただし、そこに医療費が日南町の次に2番目に高い町である、そういった中での今での保険税なわけです。保険税が上がってしまうとどうのこうのをここで議論する以上に、やはりまず、行政としては町民の方への健康の管理の推進、そして町民は健康の維持ということ、やはり認識をしっかりと持って、病気になった人に病院に行くなどとは言いません。病院はもちろん必要なものなんですけれど、やはりそういった健康維持管理を行政と町民が一体となって対応していけば、この税金も下げる可能性というのは十分にある引

き上げの幅であるというふうに思います。

ただ、このたびはこれで引き上げるわけなんですけれど、それが基金なり、お金が残れば次年度の引き上げがなくなるということも十分に考えられます。やはりその辺から改良していく、そういうことをまずはやっていくことをやらなくちゃいけない。ただし、今の国保の国保税でいけば上げざるを得ない状況になっている、金額も必要最小限のところまでとどめている。

真壁議員のほうが一般会計をとということがありましたけれど、これを使うと今、国のほうから出ている国保に対する特別調整交付金もペナルティーが科されるというふうに執行部からも説明がありました。そういったものを下げれば余計に町民の負担がふえるわけです。やはりそこはルールにある程度のとっていきながら、ぎりぎりの線まではやっていけるところはやっていく、それが必要ではないかなというふうに思い、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第49号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第49号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。報告いたします。

議案第49号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）。

内容でございますが、7,516万1,000円の補正で、歳入歳出の総額をそれぞれ70億5,804万1,000円とするものであります。主な事業は、個人番号カード交付事業、南部町プロモーション動画作成事業、上鴨部公民館コミュニティ助成事業、防災拠点等への再生可能

エネルギー等導入推進事業、南部町イメージ戦略事業、和牛振興対策事業などがございます。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

次に、反対意見でございますが、イメージ戦略事業について、国の特別交付税があるから560万の上限枠をつけて上限まで……（サイレン吹鳴）続けます。上限まで使うというのが発想のようである。積算の根拠も曖昧、効果にも疑問がある。イラストの予算が追加されているが、当初の説明と違う。また、里山コーディネート事業、これも特別交付税の対象となる。地域おこし協力隊は、この1年間実績を全くつくっていない。集荷作業も実績がない。直接買い付けの補正をしているけど、これからの実効性があるのか非常に現実問題として難しい。そう簡単にできるものではない。

次に、賛成意見でございますが、まず、イメージ戦略事業は、当初計画した中で100人委員会があって地方創生を検討していく中で、専門家を使ってイメージ戦略事業が見えてきたもの。費用対効果もあらわれてくると思う。

次に、里山コーディネート事業でございますが、地域おこし協力隊の姿が見えないと言っているが、見ていないのだと思う。給食に持っていく野菜を一緒に集めたり、活動をしている。そうした中で実績をつくってきた中で、独立して活動をしていくことになった。実績があらわれてきたので、産業課が予算をつけたのではないか。南さいはく約250戸のアンケートをして実態が見えてきた。これから実績をつくっていくためには、個人だけではできない部分を予算をつけて支援する。町に残ってもらって地域の生産意欲を上げていくことに期待して賛成する。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対いたします。反対の点は3点です。

1点目は、課長も申しわけないです。委員長が言われた南部町イメージ戦略事業、今回の補正額197万6,000円、総額523万2,000円の事業を行うという補正予算のことです。

委員長の報告の中にもありましたが、イメージ戦略をソーシャルデザインの第一人者の世界的なデザイナーである方に委託して、アドバイザーとして南部町のブランディングをしていくということで、当初予算で行われたわけですが、325万を出してですね。そのときもいろいろ意見あ

ったんですが、今回出てきたのは、この方を支えるグループをもう一つつくって、イメージ戦略策定会議に町が行っている100人委員会の中間取りまとめの検討を行ってもらうと。

そういう点で、委員会で問題になったのは、イメージ戦略策定会議と100人委員会の関係でした。100人委員会については、住民から100人集めたというけども、公募が15人で、住民の声が本当に反映されるのかという中であって、その上になお、イメージ戦略策定会議というところにそこを持って行って南部町の売り出しを考えてもらう。こういうことが本当に南部町のこれからの活性化等について必要なのかという点については、お金の問題等についても住民が納得いくとは思えないわけです。金額の点でいっても、今回の197万6,000円の中を見たら、ワークショップに来られる方の費用として1日20万円の費用、1日15万円の費用とか、こういうお金を使ってすることが、本当にこのやり方が南部町に合ってるのかという点を聞いていく中では、先ほど紹介もありました全額特別交付税が560万円出るからそれを使わせてもらうんだというんですけども、それでもいいのではないかという議員もいらっしゃいましたが、住民から見て、国から来る特別交付税というのは税金の一部です。このような使い方が住民から納得いく内容だとは思わないわけです。本当に南部町のイメージや売り出し方を考えるのであれば、この町で頑張ってる方々が頭を突き合わせて、たとえ素人っぽくても出てくる内容が本当であり、今、全国で、地域活性化で売っている町村というのはほとんど自前でまちおこし、村おこしをやっているのではないのでしょうか。そういう点から見て、これは半分以上国に責任があると思うのですが、ここに町が安易にのっかかっていると指摘せざるを得ないし、100人委員会の中間取りまとめをこういうことに持っていくということについても疑問があるという点を一つ言っておきます。

それから、2つ目は、税務課の償還金の問題なんです。26年度の臨時福祉給付金事業で、要は非課税世帯に給付金が出るんだけど、返すお金が233万5,000円出てきて、192名の方に渡りませんでしたという内容だったんですよ。ここについては再三、課長等の説明を受ける中で、この制度の中ではきょうもお聞きしたように、縛りがあって課税情報をなかなか出すことができなくて、特定されてる本人ですね、なかなかじかに申請書を送ることができない旨も説明されてきたわけです。私は、一つにはこういうふうに、とりわけ低所得者対策でやったところ、与党である細田議員も言われたんですけども、こういうことをやってくる中で、痛いところに手が届かないようなやり方については、やはりやり方自身を改めていくという点でいえば、消費税等を上げる一方で、低所得者が大変だろうとってお金を渡すについては給付金等の制度にすべきであって、申請制度にすることによって市町村の事務は大変であり、申請制度でそもそも全

体に渡るのは無理だということが今回よくわかったと思うんですよ。そういう点でいえば、私は、町長は本来であるならば、こういうことについてはもう申請ではなくて給付にして、わかっているんですから、そういう制度にするよう国に求めていくべきだと。町村の仕事についてもはかり知れないということを指摘しておくということと、そうはいつでも厳しいことを言うようだけれども、課から出されてきた資料については、例えばどこに住んでいるとか、どういう世帯の方々かということ把握できるわけです、小さい町ですから。これまでにいわゆる個人情報を、課税情報を持ち出すことができないと言いながらも、抵触すれすれで4回等を行ってきた経過もあることを考えましたら、今、この課税の情報を理由に192人についてはできなかったという理由にはならないということを指摘させていただきまして、制度の改善を国に求めることと、今後こういうことが起こったときに低所得者等にでもしっかりとこの給付金が行くように制度改善を望むという点で反対をいたします。

3つ目は、個人番号カード交付事業で上がってきている補正額564万7,000円の問題です。これは本来であれば大きな問題であって、これ一つとっても論議をしなければならない問題だと思うんです。

今回の問題は、要はことしの10月から国民全員に番号を、いい悪いかかわらず国が一人一人に番号をつけて、16年には顔写真やICチップの入った個人番号カードを導入することを計画していく。その中で、大半が委託料なんですけれども、町村ですることについて若干の費用を含めた500何万が出てきたわけです。これについては導入時点でもいろいろ騒いでいましたけれども、今回、国のほうでは安全保障の問題で10月からすることによって見えてないところが多いと思うのですが、これはどう見ても政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけて、いろんな分野に個人情報をコンピューターに入力して行政一般に利用するという自体、これは大きな問題で、憲法違反だと言っている学者の声は、私はもっともだと思うのです。本来、本人以外にむやみに知られることのない情報を、これを権利というのは個人個人が持っていることだと思うし、今回、可決されて行おうとするマイナンバー制度というのは、今までにある住基ネットとはわけが違う。中身は大量な税金問題や医療や年金、福祉・介護、保険とか災害補償、あらゆる分野で活用されてくることがわかっているわけですよ。役場への申請だけではなく、病院の窓口や介護サービスでも使われてくるなど、ましてそれが今度民間にも使われてくるというようなことがなされてくるわけですよ。

例えば日本弁護士会は、これを導入されるときにアメリカの同じ制度を取り上げて、アメリカでは年間このような情報システムの中で20万件を超える情報流出があるということが言われて

いて、韓国でも同じようなことが導入されているんですけども、韓国では今から11年前に700万人の番号が流出して情報が売買されていたことが大きな問題になったと、こういうことも報道されているわけです。

イギリスでは、当初これをしようと思ったんだけど、人権侵害や膨大な費用の問題、それから情報の漏えいの問題などで11年にこれ導入することを取りやめてきたという、世界的にもこのような動きが起こっていく中で、全く個人に、いまだもって国民にはこの10月から勝手に番号をつくるということがわからない中でこういう制度を進めてきて、これが町村の中でも予算に組まれて、町村が情報を出さなければ南部町民の情報は出ていきませんからね。そこに加担していこうという制度については、私は補正予算で単に出てくるものではなくて大きな問題があるということを指摘して、今回の補正予算には反対いたします。

なお、先ほど国民健康保険の討論の中で、細田議員が税務課から出されてきた1,500万円を出してきて、こちらが運協で使った資料の……。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員……。

休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、補正予算等でも今回、国保税を上げるのであれば、補正予算の中で税金を出すべきだという立場で言っております。

先ほどの国保税の引き上げのときに、細田議員が1,500万のお金が足りないということ税務課が出してきたとおっしゃったんですよ。細田議員は運協のメンバーなんですね。運協のメンバーが1,500万のお金、言うのであれば、この論議をどうなされたのかということも説明しないとイケないと思うんですね。そういう意味でいえば、国保の運営審議会では1,500万のお金、説明できていない段階で、それを持ち出して賛成討論するのはいかがなものかと指摘して反対討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。この一般会計については、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、この補正予算、今、るる反対のことを言われましたけども、この中身を見ましたならば、大事なのがいっぱいあったんですね。1つは、やっと固定資産台帳の作成ができる。これは税法が変わって早してもらわないけんやつがやっとこさこれのできるようになったということが1つと、上鴨部だったかな、この公民館を建てるためのコミュニティ助成が1,500万もやっとここでついた。地域住民にこれらがきちとなるように渡った予算が入っておりますし、消防の中で防災の関係ですが、西伯病院に太陽光パネルをつけて蓄電にして、いざというときにこれができるように、また西伯病院の運営にも光熱費というのは莫大なお金がかかっております。これをいかにして安くしようかという努力がこれらに、今回の予算に入っております、こういう目に触れないだなしに、堂々とこういうことが今回の中に入っております、これらを通して今回の補正予算については、うまく回していただかないけんじゃないかなと思っております。

また、さっき反対の中、言われましたイメージ戦略の件ですね。特交を使う発想で決めたんじゃないかと言われましたけども、なぜこれが特交になるかということ、要は地方創生絡みなんです。我が南部町にこういう金を利用して、南部町のイメージをアップして全国に発信して、また都会から、極端に言えば東京、関東、あの辺からでも南部町はいいとこだな、行ってみようか、このような大きな流れだから国が特交で認めて、今、私たちのところは村田智明さんという有名なデザイナーでこれをやろうとしてる。これは知的財産ですので、本当は560万で高いか安いかわかるのはありますけども、あと費用対効果という問題もあります。私は、このようにして我が南部町を世界的なデザイナーの人を、県を介して県の単価でこれを決めて、これ以上なすごいなといえるのを楽しみにしております。私の知った人も米子市在住の方ですが、こういう仕事しておられまして、熊本県をかまわれたそうです。クマモンの話です。今、阿蘇山とかいろいろ助言されておられますが、今、室蘭のほうもやっておられますが、こういうことでやっぱ違うんですね。そういうことで期待をしております。ぜひともこのせっかくつく特交の560万をそれ以上な成果ができるような施策を、ぜひともしていただきたいということをお願いしております。

それと、税務課の給付金の関係がございましたが、確かに大きな、きょうのさっきの課長の説明をお聞きしましたら、申請方法でせっかく私たち与党が消費税絡みで生活弱者に、非課税者世

帯に1万円だか2万円を渡す制度でして、192名というのはびっくりいたしました、渡ってなかったというのはね。これ、真壁議員が言われたとおり給付金にすべきだったかなと思います。これは国のほうにまた言ってもらえばいいですけども、これについても対象者が2,511人中、恩恵というかもらわれた人が2,319人、南部町では一応、恩恵を受けておられるんです。192名というのは、いろんな条件でできなかったと。いたし方がないところもありますけども、これは行政としてはいろんな制度を使っていろんな課と連携しながら、上手にしていればもっとよかったかなと思っております。

それと、もう一つは、個人番号制度のことですが、確かに10月から施行するための準備の予算がついております。100%国庫でございましたが、今、例の年金の情報が漏えいいたしました、大変これは危惧している問題でございますが、こういうときに限って、またこういう問題が起きたから、国は本気になってこの防衛措置、サイバー攻撃のセキュリティーを、世界で一番のセキュリティーを私は確保できるように今、していると思います。どうも民間からそういうプロフェッショナルを六、七名入れて、そういう専門的なことをやっているようでございますが、この個人番号はできるかできないかということは私も知りませんが、どうも国会で決まっております、これが税の分野と社会保障の分野等に、それと健康保険等にこれが使われるようでございまして、きょうの新聞でしたか、なれば今度は高額医療の証明をナンバー使ったら、そういう手間が省けて要らないようになると、そういう利便性ができるように。一番心配してるのは漏えいなんです。今回の年金問題の漏えいが出ました。これを今、本気になって国が取り上げてますさなかでして、絶対にこれについてもセキュリティーはかかると思っております、私たち低所得者には大変いいんですけど、高額所得者とかいろんな人には、これは大変な、全部調べられますので税のほうで恩恵がこうむるかと思っておりますけども、それで健康保険のほうからいえば、病名とか薬の二重出しとか、いろいろな面で私は活用ができると、このようなことを思ひまして、今回の補正予算については、こればかりじゃなしに大変ないろんなええ予算が入っておりますので、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 発言者に申し上げます。反対、賛成の弁はもう少し簡潔によろしくお願いいたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

続いて、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論いたします。

まず、反対の1番目の理由は、南部町イメージ戦略の197万6,000円の補正についてですけれども、これは100人委員会の報告にかかわるワークショップの追加分、それから同じく100人委員会の報告に係るまとめの追加分として70万ですね、まとめてですね。それから、ワークショップの追加分とまとめの追加分として80万ですね。それ以外に観光・イベント報告書用イラスト作成費用が47万6,000円ですか、イベントのイラストの作成費用としてそれぞれ出ておまして、総額が197万6,000円なんですけど、当初予算の説明資料を改めて見ますと、この事業の目指すこととして、1番目に南部町の観光・イベント・食・土産物など、各分野の地域資源について、デザインの力でメッセージ性やストーリー性を持たせてつなぎ合わせるといようなことが1番目に掲げられておまして、最後に南部町ブランドとして全国に発信できるものをつくり上げる、こういうところが1番目の目標となっております。今回の補正のイラストの作成が出ているわけですが、当初の説明に照らしてみると全国に発信できるものをつくり上げるということは、こういうイラストの作成も具体的にイメージできるようなものをつくるというのが当初では議員の共通認識だったように思います。それはなぜかといいますと、ほかの……（「簡潔に」と呼ぶ者あり）実際に村田智明さんがほかでやられたところで、いろいろ具体的なイメージがそのときに説明されております。

それから、2つ目に、100人委員会にかかわるまとめの関係ですが、当初からワークショップが20万円の6回で120万、それからまとめで15万掛ける2日の4回で120万、報告書作成で20万掛ける4日の1回で80万、320万も盛り込まれているんですね。これで100人委員会との意見交換も当初から予定をされているわけですよ。今回の補正で追加ということになってますけれども、当初予算に比べて6割、7割ぐらいな巨額な補正ですよ。最初に特別交付税の対象になるので全額国費だということで総額523万2,000円というような規模に膨れ上がっていますけれども、これ、もとを正せば国民の血税ですよ。こういうものを見てみれば、ずさんな積算でどんどん膨れ上がらせるというようなことは、住民にとって理解されるような内容ではないと私は思いますし、もう一つ、さらに言えば、町のまちづくり、一番根幹になる部分ですね、ここを外部に委託して発想をかりてくるようなことでは、私は、本当のまちづくりというのは定着しないというふうに私は考えます。そういう意味で、このイメージ戦略の事業は問題があると考えております。

それから、個人番号カード交付事業ですが、住民基本台帳というのが今現在発行されておりまして、現在206名しか町としては発行できてないわけです。今の年金機構からの個人情報流出に伴って、この個人情報の管理については相当、この問題に関して検討を加えないと、こ

これは実施できるような状況ではありませんね。ますますこの個人情報管理については国民の信頼が今、地に落ちていますよ。こういうところで国が巨額の税金を使って国民の理解がない中で、一方的に上から押しつけるというようなやり方は一旦やめるべきだと、法律を廃止して一旦もとに戻すということをするべきだと思って、今回の補正予算には反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり歳入歳出それぞれ7,516万1,000円、これを追加し、歳入歳出それぞれ70億5,804万1,000円とするものであります。歳入は現年度保育料452万8,000円の減額を初め、20件。歳出は鳥取県西部地域企業立地促進事業150万円、これは西部地区の企業が人を雇った場合に南部町の方が雇われたら補助金を出すということで、1人当たり30万、5名分の追加でございます。150万円の増額。それから、南部町イメージ戦略事業197万6,000円の増額。コミュニティ助成事業、これは鴨部の公民館の事業でございますが、1,500万円の増額。個人番号カード交付事業564万7,000円の増額。集落営農体制強化推進事業270万円の増額。防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業、これは先ほども話がありましたけれども、西伯病院につけるものでございまして、非常時の対応のものでございます。そういうものなど30事業の補正予算でございます。どれも行政運営、それから町民の福祉向上にとっては非常に大切な予算でございます。賛成すべきものであります。

なお、たくさんの反対の意見が出ました。ちょっとその反対の意見について述べさせていただきます。

まず、南部町イメージ戦略事業についてでございます。これは現在、南部町を全国に発信するイメージがないということで、南部町を全国に発信するイメージ戦略を策定して観光客を初め、南部町を訪れる人の数をふやし、将来的な移住・定住につなげるための戦略でございます。これは南部町創生につながる事業と私は期待しております。この中で100人委員会の話が出ましたが、私は、この事業では100人委員会とリンクすることは非常に大切であると、私は逆に考えております。それから、特別交付税の話が出ましたけれども、特別交付税をこういうもんにといいことがございましたけれども、特別交付税というのはその事業に対して出てくる交付税でございますので、このイメージ戦略事業に特別交付税がついているということでございます。

次に、個人番号カード交付事業でございますが、これは国のマイナンバー法の制定に基づきまして、10月から個人番号カード交付事務が開始されるための予算計上でございます。行政におきましては平成28年1月以降、社会保障関係の事務、税務関係の事務、災害対策の分野で利用されるものでございまして、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置が講じられております。

先ほど賛成討論の細田議員のほうからもありましたけれども、あれは国民年金機構ですか、あそこの情報が漏えいしたということがございます。この委託先の何いうところだったかいな……（「J-LIS」と呼ぶ者あり）J-LISでもその辺のことは見ておりますので、個人情報保護については相当なセキュリティーをつくるものと私は期待しております。そういうことで、この個人番号カード交付事業につきましては、国の法律による施策でございまして、予算措置を講じなければならないものでございます。

なお、今国会で一部改正案が出ておりますが、その一部改正案は、これは民間のほうに個人番号の環境をつくるとか、そういうものでございまして、これはちょっと今の国会情勢ではおくれるんじゃないかとは思いますが、町のはマイナンバー法に基づきまして粛々とやるべきものだというふうには考えておりますが、ただ、私も非常に心配しておりますのは、このマイナンバー法によりまして将来的に国によって個人の思想信条、社会的身分、門地などの情報が管理されるおそれもあるんじゃないかなというふうな気はしておりますが、これは国民みんなで見守っていかねばならないところを私は考えております。

それから、里山コーディネート事業が出ました。この事業は、地域おこし協力隊員を活用して地域の元気をつくる庭先集荷制度の推進を図るものでございます。本年度は、作物を育てる元気のある方で出荷を諦めている方などを対象に庭先集荷を行いまして、営農産物産直売所やトラック市などで販売を試験的に行い、そのことで生産者の意欲向上と地域農産物販売の向上を目指すものでございまして、地域の活性化のためにもぜひとも効果を上げていただきたいと思っております。

それから、反対意見の中で、昨年度実績は全く上げてないというような非常に失礼な話がありました。地域おこし協力隊員はよく頑張っております。昨年度もアンケート調査を実施したり、それから地域の人と信頼関係を築く努力、一生懸命やっております、そういう実績を上げている中で本年度の活動がされているわけでございます。そういう面からもぜひとも効果を上げていただきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、国への補助金返還ということで、臨時福祉給付金事業の話がありました。

確かにこの事業は真壁議員がおっしゃいましたように、縛りがあって非常に担当課は困難な面にさらされているところがございます。確かに真壁議員がおっしゃいますとおり、申請ではなくて給付、そういうことを国に求めていくことは私も賛成でございます。ただ、今回の予算は、これは国への補助金返還でございますので、平成26年度の実績に基づいた返還金であり、当然国に返すべきものがございますので、これは賛成すべきであるというふうに考えております。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） なしと認めます。（「ちょっと済みません」と呼ぶ者あり）もうありません。（「休憩ですよ、済みません、動議をお願いします。先ほどの……」と呼ぶ者あり）休憩、賛同者がいません。（「休憩です」「賛同」と呼ぶ者あり）じゃあ、休憩をとります。

午後0時06分休憩

午後0時06分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は1時10分、よろしく願いいたします。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

午前中に引き続き会議を進めます。

日程第5 陳情第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、陳情第4号、放課後児童クラブ（ひまわり学級）移転に関する

る陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。陳情第4号、放課後児童クラブ（ひまわり学級）移転に関する陳情書について報告いたします。

審議の結果といたしましては、採択1、趣旨採択4となり、趣旨採択と決しました。

採択の意見は、町の対応が大変まずい。子ども・子育て会議で、学童は見直しを図るようという意見であったにもかかわらず、移転が先行している。検討しない中で、学童の移転の話が突然出てきて混乱が生じた。行政の瑕疵である。今のやり方では住民の要求が全く反映されていないというものでありました。

趣旨採択の意見は4名の意見がありましたが、そのうちの2つについて報告いたします。

1つ目、移転について担当課の保護者への説明の欠如、不足はある。これからあり方検討会の開催を計画していくという説明も執行部からあった。ほかの方の意見も聞く必要があるので、このたびは趣旨採択が適当と考える。

2つ目、危ないという意見が多くあった。危ないからやめてほしいという意見だったが、会見にも児童館はある。会見から学童までの距離は結構ある。東西町にもある。横断歩道はあるが、他の児童館や学童は運営している。3キロ以内は徒歩通学であり、すみれまでの距離が危ないのであれば、この3キロはどうなのかなと思っていた。法勝寺での住民の声をきく会で意見を聞いたら、納得できるべきところがあった。保育園・小学校・学童が教育ゾーンとしてできるという意見があって納得した。一般質問での町長答弁は、プラザも適当という答弁があった。子ども・子育て会議で意見があった中で、検討を要するという意見であった。町もあり方検討会を開くという答弁だった。学童・児童館は一緒がいいと思っているが、1, 242名の署名は重たい。信号を渡る等の交通ルールを教えるのは大事だと思うし、子供に目をかけるのも大事だと思う。少しでもリスクを減らしたいという保護者の思いは強く感じたので、趣旨採択すべきと思うという意見がございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長からの報告を受けました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどのこの陳情について、委員会で採択されたことを委員長が報告なさいました。

その中で、趣旨採択が多数で趣旨採択になったということなんで、趣旨採択になった経過と中身をお聞きしたいんですけども、趣旨採択の話聞いてたら、なぜ趣旨採択するかということといえば、1人の方は説明の欠如だと。あり方検討委員会等でなさっていくので、今回趣旨採択が適当ではないかという意見と、1,200の署名は非常に重たいということが上げられたと思うんですよ。

この陳情を読んでいたら、中身は説明が足りなかったんで、配慮足りなかったことについて改めて説明してほしいと、こう書いてありますよね。私が委員会でも傍聴させてもらってて思いましたのは、この陳情を採択ではなくて趣旨採択にするという意味がもう一つよくわからなかったんですよ。

お話を聞いて、今の限りでは説明の欠如でちゃんとしてくれるあり方検討委員会といたら、これは陳情の中身にのっとってることではないかなと思うし、陳情採択してもいい意見を今、委員長が言われたというふうに思ってるわけなんですね。それで、どうしてこういう前向きな意見が今、報告の中で出ながら、これは採択ではなく趣旨になったのかということはどうなんでしょう、委員長。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。私は、各委員からの意見を聞いておまして、委員がどういう気持ちで趣旨採択を考えられたかということについては、私からはお答えできません。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっとお待ちください。各委員がどういう気持ちで趣旨採択されたかということなんですけども、採択と趣旨採択では意味が違うというふうにとっておられますよね。だから決をとられたわけでしょう、だと思っんですよ。とすれば、この趣旨採択をもう少し説明していただきたいのは、今、2名の方があったんですが、1人の方は説明の欠如で、あり方検討委員会ができるので趣旨採択がいいのではないかと。2人目の方は、危ないからやめてほしい、子供の1,200の署名は重たいものがあるので趣旨採択だということなんですけれども、その辺で採択ではなくて、どうして趣旨採択になるのかというような意見はなかったのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。2名を

ちょっと今、先ほどお話ししたんですけれども、そうしますと、あと2名の方の内容を読み上げます。

学童保育の保護者から陳情や署名が1, 242名分あった。しかし、中身を見ますと署名に重複があったり、趣旨を理解されていない方の署名もあつたりしましたし、署名をした記憶がないという方もいました。署名ができない方の署名もある。署名活動の署名がちょっと疑問に思う。その熱意はわかっております。町長の方針において児童館を新設します。放課後児童クラブの指導員を組織化しますというお話もありました。子供たちの居場所づくりに対しての質問については、さすがに利便性だけとは言われなかった。提案されておられますプラザは両方を兼ね備えておりません。すみれ保育園は児童福祉施設なので、問題はないと思われまます。学童も6年生までの対象になりますし、指導員は今までどおりというわけにはいかないと。3月議会で当初予算を承認しています。先ほどお話もありましたが、行政も不備はあつたと思うが、今後、お互いの理解もより深く進めるべきだと思いますので、趣旨採択すべきだと思います。

あとのもう1人でございます。議員は、一つ一つ判断するために陳情の趣旨を参考にします。1番から3番まで陳情がありますし、中身的には要望も含まれていると思う。いろんな児童がいる中で、児童館と学童の区別には悩みましたが、無料の児童館と有料の学童を区別するのかと思ひますが、南部町の児童には変わりません。住民の声をきく会や1, 242名の署名等を考えますと趣旨採択としたいと思ひます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑をなしとします。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、今回出されました放課後児童クラブ（ひまわり学級）移転に関する陳情書を採択すべきという立場で意見を述べさせていただきます。（「意見じゃない、討論」と呼ぶ者あり）

今回提出された陳情は、プラザ西伯で行われている学童保育の場所を町当局が児童館の設置にあわせて旧すみれ保育園に移動することを学童保育に通う保護者や子供たちに一切説明せずに決めたことに原因があります。

3月議会での突然の決定に対し、保護者の皆さんが話し合われ、プラザ西伯でよりよい学童保育をしてほしいと要望されていることは当然のことです。

委員会の審議の中で、町の対応には問題があったとの認識が広がりました。住民が主人公であるべき町政において、当事者である保護者や子供たちの声が最大限尊重されることは当然であり、この陳情は採択されるべきであり、陳情の採択を主張するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川でございます。私は、趣旨採択すべきという立場で討論をさせていただきます。

陳情の趣旨ですけども、これは3月18日に学童保育の施設移転にかかわる報告を聞いたが、保護者会サイドとしては自分たちの意見を酌んで施策に生かしてほしいというものであったと思っております。

3月議会で一度可決しましたが、その後、多くの署名が提出されたことでこの事業はとまっております。町は広く関係者の意見を集約するため、あり方検討会なるものを立ち上げ、準備中であり、私は一議員としましてこういった組織や子ども・子育て会議で集約したものを待ちたいと思っておりますので、よって、現時点で採択、不採択の意思表示は存在せず、趣旨を採択することがベターであると考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この陳情を採択すべきという立場から討論いたします。

たくさんあるんですけども、端的に2点ほど指摘しておきたいと思います。

まず、1つは、児童館の管轄、それと学童保育の管轄、これは全く別の問題であります。

全国でごっちゃという言い方はおかしいかな、併設した場合は大変いろいろな問題が出ていて、これはやっぱり間違いであったというので分かれた、場所を変えたということは全国的な例として挙がっております。これはそういう検証がなされていること、なぜそういうことをされるのか。しかも、今現在、使われておられるプラザが大変な重要な問題があって、あそこを使用することが非常に困難になったという状況であれば、それはそれでまた考えようもあるでしょう。

しかし、町長もみずからあそこが場所としては悪くないというような答弁もらってるわけなんです。だから、ごっちゃにするようなことせずに、やはりそれぞれが別個な場所でやるというこ

とをすべきであるということがまず1点。

それから、趣旨採択の意見が先ほど委員長から報告ありましたが、署名の内容について非常に問題があると。私の捉え方が間違ってるかもしれないです。何か記憶にないようなと、署名した覚えはないようなことを言われたというようなことがあったんですけども、これを反面で調査、きちんとされてそのような意見があったのでしょうか。もし、仮にあるとすれば、これは人権に対する非常に大きな問題だと思います。署名については自書できない人もあるでしょう。そういう人はかわって記入された方もあるでしょう。そういう点からいえば、この反面調査のようなことは大変な大きな問題であると思います。だから、この署名の数はそのまま受けとめて尊重すべきであり、だから私は、このような利用者、特に保護者の方のこういう強い要望があれば、それを十分に真摯に受けとめて従来どおりの場所でやること、このことを求めて私の討論を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。私は、委員長報告どおり趣旨採択すべきという立場で討論いたします。

先ほどプラザ西伯、町長もいとおっしゃった場所、そこで何が問題あるのかというようなこととおっしゃいました。真壁議員の一般質問の中で、確かに町長はそのようにおっしゃいました。

しかし、あそこは児童福祉施設ではない。あくまでも間借りだというふうにおっしゃいました。この間のこの審議をするに当たり、学童、ひまわり学級の審議をするに当たり、参考の方を2人お招きして御意見を聞かせていただきました。

その中でわかりましたことは、あいみ児童クラブのほうでは年に1回、町に対して要望というようなものを出していらっしゃいます。それで、こちらのひまわり学級のほうはそんなことがなかった。何か要望があるかという委員長の問いかけに対しまして、まず、壁の補修をしてほしいとか水道は直してほしい、それと足洗い場と手洗い場も欲しいということは、その施設の改善をどんどん求めていらっしゃるということでございます。ということは、今の場でも必ずしもいいというわけではありません。

それと、今度、6年生までなってまいります。4月から新しく変わりました。そういういい機会を捉えて今までどおりの指導のあり方、そのまま場所だけが変わったというものでは、私はないと思っております。そういうことを踏まえまして、新しく子供の居場所づくりとして先ほどからありますけども、児童館と学童保育は別のもんだというふうにおっしゃいますが、全国ではいろんな形態もあります。いろんな形態がある中で、我が町ではどれが一番ベストかということ、

そういうことも模索しながら、いいチャンスでございますので、あり方検討会を立ち上げていろんな各方面の方の御意見を参考にして、もう一度町側も考えると言っていらっしゃいます。そういう意向がございますので、私は、これは趣旨採択として今後の展開を待ちたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、この陳情はぜひ議員の皆さんと御一緒に採択をしていきたいというふうに考えています。

2日間、先ほど委員長が報告なさってくれた委員会を傍聴もさせていただきました。

でも、私、今、議員下の討論ですから、率直に趣旨採択がいいという方々に本当に訴えたいと思いますのは、私は、今までの経過の中から議会がこの陳情は議会として採択すべき内容だということ、議会としても責任のある姿勢ではないかというふうに思うんですよ。

1つは、先ほどこれを採択すべき議員の中から出ましたが、3月の18日の保護者の入級説明会かな、そこでほとんどの方が反対されたということは3月議会の中でも明らかになってきたんですよ。その後、署名がとられてきてるということもわかってきたのが3月議会ではなかったでしょうか。その時点で、児童館の併設、学童保育併設の児童館の条例と学童保育を併設するための改修計画の予算を議員の皆さん、多数で通されたんですよ。

私は、この経過を見たときに、やはり住民の声がどこにあるかという点で、少なくとも議会とすれば、そういう事態はつかんでおって、なおさらその時点で署名も上がってきてたわけですよ。その署名は議運前だからといってこの議会に送って今に至ってるんですけど、その3つの段階で、私は、議員は判断すべきときであったと思うんですね。その経過を踏まえながら議会でも町長が言うには、提案したら議会でも通してしまったばかりに、保護者や関係者の方々、住民はこのことに触れて署名活動等が来たわけですよ。そういう意味でいえば、私は、この経過についてのあり方は、はっきりと議会の意思を示すという点からも、この中身を趣旨ではなくて採択すべきだという点です。

もう一つは、この議会で、一般質問でありました町長の答弁の中にプラザ西伯が自分もいいと思ってるということと、今議会、こう言われましたよね。責任は、ほかの件で言いましたが、町長と議員にあるんだと、施策の責任は政治家にあるんだと。ひまわり学級の件についていえば、今、陳情に上がってきている議会の動向を注目したいということを行ったわけですよ。であるならば、私は、どちらかといえば、皆さんの反対だとか採択しないということが、趣旨採択まで

したということには尊重と敬意を払いたいと思うのですが、今、議会のすべきことは、町長に対してでも、議会の意思として住民の意思を尊重するという立場で採択していこうという意思を示すのが議会の責任ではないでしょうか。

趣旨採択というのは、委員長は、委員会の中で非常に重いものがあると、町長にも重くこたえるはずだということをおっしゃられました。なるほど、どこまで響くか知りませんが、それまで黙ってというか、いいよと言っていた、予算を認めた議会が賛成多数で趣旨採択をしていくというものは重く町長には受けとめていただきたいと思うのですよ。そのことを言うておいて、同時に議員の皆さんが委員会の中で陳述された意見について私はここで意見を言うて、その方にも考え直していただきまして、採択しようではないかという意見ですことを言うておきたいと思います、討論ですから。

1つは、やはり1, 200の署名をどう捉えるかというときに、先ほどの亀尾議員も指摘していましたが、この署名に対して赤ちゃんや認知症の方もいたと、何もわからないで署名した方も聞いたらいたというんですけども、これは署名を受け取って審査する議会と議員のあり方として、非常に私は重大な発言をなさってると思って聞いてたんですよ。少なくとも議会、公にも何にも1, 242人の署名があったということ認めてるわけですよ。

この中身は、それはいろいろつけようによったら中身について言い分があるし、それは個人の見解やという方もいらっしゃるかもしれませんが、事議会上がってきた1, 242名の署名があると事務局が確認してる署名に対して中身を聞いたら、本当は自分は書いた記憶がないとか、危ないというから書いたという、これはやはり署名に対する冒瀆であると。議会としてはこのような発言等について、私は決しておろそかにしてはいけないということをここで、本会議の場所で述べておきたいと思うのですよ。今後、どのような署名が上がってこようとしても、国際的にはもう印鑑なんかつきませんよね。自書でそれが何歳であるとか誰が本当にやったのかというような、こういう権限を振りかざす機関はどこにもないはずですよ。国会ですらそういうことをしない。そういうことを考えた場合、議会もお互いに成長して、このような住民の声には真摯に取り上げるという姿勢が要ると思うんです。

もう一つは、やはり住民の声をどう聞くかというところで、議会としても私は非常に考えさせられたのですが、住民は、保護者の方々はここで子供の安全を第一にということ言っていることと、指導員等も嘆願書を出して場所のことと児童館と学童保育を一緒にすることの危惧を述べているわけですよ。

まず、議員の意見で言えば、そこで安全が第一なのか、子供の未来なのかと。これは、私は、

子供たちが安全に通い、健全に子供たちを育てようと思って署名や意見を出してきた学童保育の関係者や学童の指導員と保護者に対しても、私、非常にそういう意味でいえば、言葉を言わせていただければ、失礼な言い分ではないかというふうに思うわけですね。私は、それも議会としては個人の意見と言いますが、声の取り上げ方ですよ、それをお互いに学んでいけないというふうに痛感したところです。お互いに考えようではありませんか。

それで、もう一つは、ここで陳情を再度採択、一緒にしませんかとして言いたいことは、とりわけ放課後児童クラブ（ひまわり学級）移転についての嘆願書。3月31日付で指導員の方々が6名連名で出されている文書があります。この中には、反対の理由を4点にわたってなされているんですね。ここには役場の職員も座っていらっしゃいますが、学童保育の指導員ということはほとんど非常勤のパート職ですよ。組合があるのかどうか知りませんが、そういう方々が自分の名前を書いて印鑑を押して、町長に嘆願書を上げているわけなんですよ。

この中で本当につくづく感じましたのは、指導員の責任として子供たちの命と安全に責任持つのが自分たちの立場だと言っているんですよ。その立場から現行のプラザ西伯で何とかお願いしたいと、不十分で修繕も必要なんですけどね。そのことと同時に、どうして学童保育が児童館と一緒にだと危ないのかということもこれ、議員の皆さんも読まれたと思いますが、それを切々と書いてあるわけですよ。

私は、こういう中で、保護者の方も陳述されていましたが、保護者と指導員との連帯と責任の共有というのがこの中で出てきているなというんで痛感したんですけれども、私は、この指導員の方々が、ここに書いてある指導員は公務員に準ずる立場の者ですがと、非常勤のパートの職員がこういうふうに責任を感じながら保護者の思いに寄り添うことも仕事としているとして、あえてパートで雇われて、いつ首切られるかわからない、そういう立場にいる方々が声を上げてきているんですよ。余り言いたくありませんが、こういう声を上げてくることによって、少なくとも身分不安定な方々に対する何らかの行為等は断じてあってはならないことであるし、そういうことではないと思うし、そういうことがあれば千二百数名なり住民が許さないということも言っておきたいと思うのですが、このような方々と一緒に学童保育を運営してきている町は、やはり本来、町が責任持つべきところを非常勤の方々がこういう声を上げているということについては、真摯に耳を傾けなければいけないのではないかと思うんですよ。それを後押ししていくのが議員の仕事ではないでしょうか。

それから、もう一つ言わせてください。平成27年3月31日に、放課後児童クラブ運営指針の策定についてといって厚生労働省の児童家庭局長が、いわゆる都道府県知事や市長に宛てた文

書があります。こういうのを何ていう文書というんでしょうか。そこには放課後児童クラブ運営指針の策定についていろいろ書いてあるのですが、策定に当たって3つの点、書いてあるのですが、その点の2つ目、どのように書いてあるか。

学童クラブを運営するに当たって子供の視点に立ち、子供の最善の利益を保障し、子供にとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理する。これ、厚生労働省が言ってるんですよ。それを捉えてみるならば、今回の児童館と学童保育の併設はどうか、場所はどうかということを知ったら、関係者や議員よりはるかに住民の方々や指導者のほうが適切な意見を出していると思いませんか。そういう意味でいえば、私は、議員全体としてあの予算を住民の声を聞きながら議会全体では認めてきたんだけど、今回、千二百数名の署名が上がってくるに当たっては、これまでの姿勢を反省しながら今回は採択とするということをしかりと上げて町長に伝えるべきではないでしょうか。今からでも遅くはありませんので、委員会で決まったとは言いますが。ぜひともそういうことを一緒にお考えくださって、一緒に採択しようじゃありませんか。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。委員長報告に賛成の立場で述べさせていただきます。

趣旨採択すべきという報告でございますが、委員会の聞き取り等々を通じて、この陳情を出された皆さんの思い等々については十分私たちも知ることができましたし、重く受けとめる必要があるというふうに考えて、それぞれ否決ではなくて趣旨採択ということを決断をしたというふうに私は思っております。

委員会等の運営を通じて執行部のほうからも、この移転の問題も含めて、放課後児童クラブへの町としての取り組みの姿勢を今後どのようにしていくべきなのかといったような、さらに進んだ意見も出ました。そして、そういった変換を踏まえて、改めてこの移転については場所等を、あり方を検討していくんだという事実上の撤回というような格好で、陳情者の皆さんの意図されたことはかなりの部分、陳情が成果を上げているというのも実態であろうというふうに思います。

その意図を酌ませていただくこと、そして成果も上がっていることがあって、じゃあ、なぜ採択にならないかということなんですが、先ほど場所の問題等々もこれから検討して決定をされるということであるならば、この陳情は旧すみれ保育園への移転ということを前提として、それに

対する陳情項目がこの①、②、③というふうになっております。ですので、このところがまだ確定をしていない段階では気持ちを酌ませていただくという趣旨採択というそういった決定が、私たちがすべき決定ではないかなというふうに考えておりますので、委員長報告には賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

賛成の討論ですね。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 済みません、私、反対出てないんですけど、趣旨採択のほうに賛成について、やはりテレビを見てる方もおられますんで、ちょっと知っておいていただきたいこともあるなというふうに思います。

この新年度の予算のときに、先ほど話が出ました旧すみれ保育園を児童館とそれから放課後児童クラブに分けるというようなことで、すみれ保育園と一緒に使うということの提案を受けておりました、そのときに図面とかもいただいております。

それから、予算のほうももちろん説明があったわけなんですけれど、その中で、まず児童館についてはそこに館長を置く。そして、館長とあわせて児童厚生員を含めて2名以上で配置して、この児童館を見ていく。それから、放課後児童クラブについては今現在おられる指導員さんを異動していただいて、その子供たちを見ていただくというようなことで出ております。

その中の児童館の整備なんですけれど、図面を見ますと図書室ができます。それから、もちろん児童館と、それから見守りの方の指導員の方の職員室というんですか、そういったところも今までの保育士さんの場所を使ってそのまま使う。それから、トイレのほうも男女それぞれに分けていく。それから、御存じのとおり遊戯室があります。そういった中の建物の整備をしていく。それから、外にあります草広場がありますが、そこも整備して遊戯のもの、ブランコとかいろいろと備えつけられるんじゃないでしょうか。要は、子供たちが遊べる場所ができるということで、これは本当に決して町としての考えは悪くはないんじゃないかなということで私たちは賛成をしました。

その中で、このような今回のことに至ってるわけなんですけれど、反対の意見とか、私も傍聴を2日間させていただきましたけれど、保護者の方の御意見もよく感じ取ることができました。その総意というのは行政のほうと保護者の人たちの一つのギャップがある、ミスマッチがあったということだと思っておりますけれど、そこにはもちろん行政の説明不足ということが一番に上げられるのは、そうではないかなというふうに思います。

ただ、子供たちの放課後のため、子供たちが中心なわけですね。今、こうやって大人同士の議論をしてるわけなんですけど、本当に子供たちにとってどれがいいのかということを最終的に選択をしなくちゃいけない。これは今年度じゃなくても来年度に移ってもいいと思うんですけど、そういった意味ではお互いの折衷案的なところできて、できればこの新しい新年度に出た事業も私は進めていってもおかしくないんじゃないかなと思ってます。これは子供たちのためです。子供たちがあの場所で過ごせる、住民の声をきく会に参加したときも今回の一般質問とかで出たんですかね、この子供たちの居場所がない、遊園地がない、遊具がないというような意見も町民の方から出ていました。そういった場所をある程度クリアできるのがこの旧すみれ保育園の跡地ではないかなと思います。そういった意味で、この児童館、新しく館長ができるわけです。館長をトップに、子供たちの見守り、安全、遊び、教育、そういったものを一体となっていていけるシステムができれば、これに勝るものはないというふうに思います。そういった意味で、このたびの趣旨採択された議員の方々は、そういった思いもあるんじゃないかなというふうに私は感じております。

そのために私たちは町からの執行部の意見を聞いて図面までもらって、私は白川議員とその後、すみれ保育園まで見に行きました。どういった状況になるのかな、部屋はどのくらいになるのかなということも見に行って確認もしてます。人数にしては、確かに教室は少し狭いと思いました。そういった感じもありました。

しかし、そういった中を乗り越えてそこをやっていくのが指導者であり、大人の町としてのこれからの責任ではないかなというふうに思います。要は、子供がそれに理解をして納得してくれればそれでいいんじゃないかなと思います。

ただ、趣旨にしたのは、先ほど真壁議員からもありました指導者の方から嘆願が出ている、そういった状況で無理やりにやって絶対大人の中でうまくいくはずがありません。そういったところをこれから時間をかけてゆっくりと話をしてもらって、それでだめなら今までのままでいいと思います。

また、公民館にも複合施設の計画もあります。そういったところまで待つのも一つの方策かもしれません。町長も言われるように小学校中心に新しくできたすみれ、放課後児童施設、児童館が近くにあるのが一番いいと思います。

ただ、旧すみれ保育園を有効的にするには子供さんに使っていただく、今まで保育園児が使っていた子供たちの施設を、そこをまた使い続けていく、それも一つの方法なのかなという思いも持って時間をかけてゆっくりと話し合う、そういった意味まで保護者の方の意見も十分に取り入

れながらやっていければいいという思いでの趣旨採択、賛成をいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第4号、放課後児童クラブ（ひまわり学級）移転に関する陳情書を採決いたします。

賛成、反対の御意見がありました。起立によって決したいと思います。

委員長報告は趣旨採択でありました。

委員長の報告どおりに趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第6 請願第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、請願第5号、年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。請願第5号、年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願について報告いたします。

審議の結果といたしましては、賛成1、反対4となり、不採択と決しました。

賛成の意見といたしましては、マクロ経済スライドによる年金削減をやめるべき。30年後には今の基礎年金が3割減少するという試算もある。今でも少ない年金が3割も減少すれば生活の基盤は成り立たない。憲法第25条に違反する。最低保障年金制度は、無年金者の救済を目的とするものである。5兆円必要となるが、所得税を累進課税にして、もっと所得の多い人や大企業からの負担を多くすべきであり、防衛費等の削減をすれば財源は確保できると思う。日本の大企業の負担率は国際的に比べて低く、利益に応じて負担をしてもらえれば最低保障年金制度は確立できると思う。生活保護世帯も増加傾向にある中で、きちんとした生活安定基盤になるべく、最低保障年金制度の確立を行うべきであるというものでありました。

反対の意見といたしましては、年金制度は世代間で負担するものであると思う。これからの現

役世代が減少する中、より多くの負担を現役世代に求めるものであり、不採択と考える。何回も意見書が出てきている。若年層の負担を考え、最低保障年金の実現は本当に可能なのかなと思う。少子高齢化の中で、3人で1人の高齢者を支えている実情の中で、今の若者にとっても負担がかかるようになる。全国に訴訟も出ている。国も方向転換は必要だと思うが、財源の確保は難しいという意見でありました。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長から報告がございました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 請願第5号、年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願を採択すべきという立場で討論いたします。

請願の趣旨で、1つはマクロ経済スライドという制度を廃止するということを求めておられますが、このマクロ経済スライドは、皆さん御存じのように、年々物価が上がろうとも社会の年金受給者の数とか、そういうものを一つのパイにしなが、30年後には30%基礎年金部分でカットするということが各種の調査で明らかになっておまして、これは今でも低い年金を30年後、生活が本当にできないような水準まで落としていく、こういう性格のものであります。

そして、もう一つ、最低保障年金制度の導入ということをお求められますが、佐賀県の神埼市という市で最低保障年金制度の導入を求める意見書を採択しておられます。その中に、指定都市市長会は、これはいつの時点の意見書かというのがちょっとはっきりしませんけれども、この本文の中では、一昨年7月、無拠出制で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設することを提案しました。また、全国市長会は昨年11月、持続可能な年金制度とするため、最低保障年金を含め、国民的な議論を行い、適切な見直しを行うという要望を政府と国会に提出しましたというふうに本文の中に書き込まれております。指定都市市長会と全国市長会がこの最低保障年金制度を導入せよということをお国に対して意見をまとめて要望しているわけです。

請願の審査の過程で財源のことがいろいろ、ほとんど財源が大丈夫かという議論だったんですが、この指定都市市長会や全国市長会は、無拠出で受給要件を一定到達する最低年金制度ということをお構想されておまして、これは生活保護世帯がどんどんふえていく状態にありながら、そ

の最低生活を保障する年金の補足率が日本では大変低い、こういう状況を放置できないというのが大きな理由になっておりまして、この社会保障を生活保護ではなくて最低保障年金でカバーしていこうという積極的な考え方によってこの制度の導入を求めておられるわけですし、十分に財源の保障は可能であるということが言えると思っております。

以上で採択すべきという意見であります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私は、請願第5号に反対の立場で発言をさせていただきます。

先ほどの植田議員の発言の中でも出てきましたマクロ経済スライドというやつは、従来の物価スライドと違って、いろんな人口のこと、それと保険料の集まりぐあいとかそういったことも関与をしながら、言ったらどんどんこれから年金が下がっていく可能性が非常に高いというもので、個人的に見るとがっかりするような話です、確かに。何で納めただけもらえんような、そういった制度になってしまったのかなというのが非常に残念なところではあります、ただ、一方、財源ということをもとにして、その制度の持続の可能性ということに関していえば、もともとは40年間かけ続けてそれを20年間もらうということで、月々納めた額プラス国からの補助、その倍を毎月、毎月もらっていくんだといったような基本的な構造は、どうもそうなるわけですが、これが以前、ほとんど年金を納めておられない方とか非常に低い方に上乗せをどんどんかけていって、積み立てた分を受給者の支給の財源としてどんどんどんどん抜いていったがために、負担と、それと支給のバランスが全然とれなくなった状態が発生をしてしまったと、完全にその世代間での負担になってしまっているといったことのようにです。大体、その不足額が500兆円というふうに言われてて、GNPよりも大きい額がもう既に私たちも含めて勤労世代が将来的にもらうはずの年金財源から抜かれていってしまっているという状況です。ですので、制度としてほとんど破綻に近いといったようなことから、将来的に払えるだけ払っていくという、非常に次の代、次の次の代の人にとっては不利な制度改革ではあるけれども、制度維持のためには仕方がないといったような改正です。それはここで絶対納得できんといって年金額を一定のものでずっといかせて、もうどんだけ借金ができたって構わんという主張もあるかもしれませんが、やっぱり制度を維持していって、将来的にもきちんとこの保険が残っていくということを考えれば、いたし方ないのかなというふうに考えます。

無拠出制の最低保障年金という話も出てます。具体的にどういうふうな財源になるのかよくわかりませんが、保険料を上げずにとということになれば、この間もぼんと5%から8%に上

がりました目的税の消費税ということが多分出てくるんだらうなど。そうすると、その消費税、逆累進性が非常に高いというふうに言われているものが、何%まで上げれば本当にその最低保障年金というのができるのかどうかわかりませんが、ヨーロッパとかを見ますと20%とか30%ぐらいの税率になるといったようなことも考えられます。ちょっとなかなかこの請願、現実的ではないのではないかなというふうに考えて反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ぜひこの請願を採択してほしいと思います。

委員会を傍聴してまして、請願の紹介議員である亀尾共三議員も委員会で質疑に答えてきて、皆さんと論議してきたと思うんです。

私が聞いておまして、この不採択、どうもこの請願に採択できないという方々のほとんど共通した意見が、一体、自分たちの本当に年金多いほうがいいけども、財源はどこにあるのか。将来にツケを回して大変なことになるんだということがすごく多かったんですね。例えば1億何千万かおる日本の国で経済成長も早々、よそに比べて冷えたといっても劣るものではない。言ってみたら、日本というのは経済大国の一つになりますよね。その国が、20歳以上の方が働いてていろいろ保険とか国民年金を出してて、今の高齢者を支え切れないぐらい超高齢化で大変になるということが本当に起こっているんだらうかって、数字が物語ってるじゃないかというふうに思う方もいらっしゃると思いますが、私たちも年金のもとになる保険料、払っていると思いませんか。それ、結構払ってきたんじゃないですか、皆さん。

先ほど五百何兆円と言っていました、皆さん聞かれたことあると思いますが、年金の積み立てというのは、今、日本で皆さんからもらってる保険料というのはこれ目的があるものですから、ほかに使ったらいけないことになって積み立てることになってますよね。それが年金積立金管理運用独立行政法人というところがあるんですけども、そこに積み立てると。このお金が現在150兆円あると、これは2012年でですよ。これ、150兆円というのは、いわゆる3年分の年金の財源に当たってくるんだというふうに言われてるわけなんです。ということは、ヨーロッパでの社会保障や年金があるというのは、ヨーロッパ諸国のほとんどは3カ月分ぐらいしかためていないそうです。ということは、日本はよその国に比べてたくさんのお金を年金のこの行政法人に集めている。何で集めてるかっていう目的があるんですよ。

安倍首相が2014年の5月にイギリスの金融センターでどんな約束してきたかということ、世界最大の年金基金の改革を進めていく、こういうふうに言って、これまでは例えば150兆円あ

るうちの20%しか株式運用できないのを大幅に広げて、株式の価格の安定をするためにつぎ込んでいくということを約束してきたわけですよ、皆さんも御存じだと思いますが。ということは、これだけ見ても皆さんがおっしゃるように年金の財源はあるのではないですか。日本人って余りにもお人よし過ぎると思いません。たくさん、たくさんの四十数年間、保険料出してきて、お金がないと言われて、それで黙っている国民ではないと思うんですよ。自分たちのお金どこに行ったかって、このお金が例えば1年間で銀行や証券会社にこの運用の手料を222億円も払ってるというんですよ。それを考えたら、少なくとも今回の経済スライドの問題やマクロの問題なんかで削減する費用は、このお金を有効に使えば削減することなんかなくて済むはずではないでしょうか。

私たちは、当然、未来のことを考えないといけない、少子化にも備えないといけないですけども、少なくとも少子化が大分早く進んだ北欧とかでも税金が多いと言われていますが、この年金制度でパンクするというようなことはあり得ないわけですよ。そういう意味でいえば、私は、この使われ方そのもの自体を国民の前に明らかにして、少なくとも年金の積立率を3年ではなく、2年、1年にするだけでもお金が回ってくると思うんですよ。そういう意味でいえば、私たちが少ない年金を削られるというところに、財源がないから仕方がないというところについてもう少し政府に求めていってもいいんじゃないでしょうか。私は、申しわけないけれども、財源がないというのは成り立たないと思うんですよ。

消費税の問題も過去20年間でしたっけ、消費税のお金は何に使われてきたかということ、法人税減税の穴埋めにしてきたということは、国民は実生活で明らかではないでしょうか。福祉のために使うという消費税が何らその恩恵を受けたことはなかったのではないのでしょうか。介護保険料は上がるし、年金は下がるし、医療費は上がる。そういうことを考えたら、そもそも今の政府のお金の使い方がどうなってるのかということに目を向けていくべきではないでしょうか。そういう意味でいえば、私は今、これは自民党を応援している人も含めて、政府に対して年金の積立金の使われ方も含めて変えてもらって、国民生活を守るためにこそ使おうではないかということとは声を上げていけると思うのです。

最低保障年金でいえば、先ほど言ったように何よりも市長会がやってるし、地方自治体が、生活保護がふえてくれば困ってくる問題です。こういうことも含めたら、議員は町の将来や財源のことを考えても、最低保障年金制度を国の責任ですよと言うのは、これは当然の要求だと思うので、御一緒に上げようではありませんかということをお訴えたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第5号、年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第7 発議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、発議案第7号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 10番、石上です。

.....

発議案第7号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成27年6月19日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙を読み上げます。

.....

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に次の調査を行う

ものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査事件

- (1) 人口増加策について
- (2) 景観行政団体について
- (3) 除雪ボランティア制度について
- (4) 農業収入増加策について
- (5) 合計特殊出生率増加策について
- (6) 都市部からの配偶者の増加策について
- (7) 路線バスの黒字化策について
- (8) 図書館の24時間開館理由について
- (9) CATVによる農家向けの情報提供について

3. 調査地

- (1) 長野県南箕輪村
- (2) 長野県川上村

4. 調査期間

平成27年7月1日から7月4日の間のうち3日間

5. 経 費

予算の範囲内

6. 調査方法

地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

.....
以上でございます。よろしく御審議ください。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第7号は、原案どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました地方行政調査特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長に米澤睦雄君、同副委員長に板井隆君を指名いたします。

以上で報告を終わります。

日程第8 発議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、発議案第8号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提案者である地方行政調査特別委員会委員長、米澤睦雄君から提案理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員会委員長、米澤睦雄君。

○地方行政調査特別委員会委員長（米澤 睦雄君） 地方行政調査特別委員会委員長の米澤でございます。発議案第8号について御説明をいたします。

.....

発議案第 8 号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 27 年 6 月 19 日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 米 澤 睦 雄
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙を読み上げさせていただきます。

.....

議会における地方行政調査について

1. 目 的

地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきている。

少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、これをいかにして乗り越え、地域振興を図り、かつ、住民がお互いに思いやることが大切である。

また、南部町の重要な産業である農業を振興し、所得向上及び食料自給率の向上を図ることが重要である。さらに、今後におけるバス対策、図書館のあり方等についてを議会として、深く研究する必要がある。

2. 調査事項

- (1) 人口増加策について
- (2) 景観行政団体について
- (3) 除雪ボランティア制度について
- (4) 農業収入増加策について
- (5) 合計特殊出生率増加策について
- (6) 都市部からの配偶者の増加策について
- (7) 路線バスの黒字化策について
- (8) 図書館の 24 時間開館理由について
- (9) CATV による農家向けの情報提供について

3. 調 査 地

(1) 長野県南箕輪村

(2) 長野県川上村

4. 調査期間

平成27年7月1日～7月4日の間のうち3日間

5. 経 費

予算に認められた範囲内

6. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

.....
以上でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は2時30分からにいたします。

午後2時17分休憩

.....
午後2時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

.....
日程第9 発議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、発議案第9号、ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、石上良夫君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 議会運営委員長の石上でございます。

.....
発議案第 9 号

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 27 年 6 月 19 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石 上 良 夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——別紙を読み上げます。

.....
ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書（案）

昨今、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチが行われており、社会問題化している状況である。

最高裁判所は平成 26 年 12 月 9 日付けの決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

また、昨年 8 月 28 日に国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、ヘイトスピーチを監視し対処するための措置が、抗議する権利を奪う口実として使われるべきでないとして述べつつも、ヘイトスピーチ等から保護する必要がある社会的弱者の権利を擁護する重要性を指摘している。そして、ヘイトスピーチを行った個人や団体に対して、捜査を行い、必要な場合には起訴すること、また、ヘイトスピーチを広めたり、増悪を扇動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとること等が勧告された。

我が国では、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んできたところであるが、このような国内外の情勢を踏まえ、国においては、現行法令の見直しも含め、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法の整備を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年6月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣

.....

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第9号、ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

.....

日程第10 発議案第10号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、発議案第10号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 議会運営委員長の石上でございます。

.....

発議案第10号

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成27年6月19日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙につきましては、細田議員が読み上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田です。別紙を読ませていただきます。

.....
地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める
意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1. 人口減少に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
2. 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地方包括ケア等の幅広い観点から実効性のある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年6月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

.....
以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第10号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおりに可決することに決しました。

日程第11 発議案第11号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、発議案第11号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 議会運営委員長の石上でございます。

.....
発議案第11号

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成27年6月19日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙については、細田議員が読み上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 細田です。別紙を読ませていただきます。

.....
認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところである。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
2. 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
3. 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買い物弱者への支援等）を広く周知すること。

4. 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年6月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣

.....
以上であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第11号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおりに可決することに決しました。

.....
日程第12 発議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、発議案第12号、安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の今国会での成立に反対する意見書を議題といたします。

提案者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。

.....
発議案第12号

安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の
今国会での成立に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年6月19日 提出

提出者 南部町議会議員 亀尾 共三

賛成者 同 石上 良夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——別紙を朗読いたします。
.....

安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の
今国会での成立に反対する意見書（案）

政府が今国会に提出した「国際平和支援法」（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案）及び「平和安全法制整備法案」（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案）は、5月26日から審議に入っている。

この間、岸田外相の答弁の食い違い、海外に派兵する自衛隊員の「リスク」を語らない安倍首相答弁、アフガニスタン、イラクに派兵した自衛官の自殺者が54人にのぼる事実、中谷防衛大臣の「憲法を法案に適応させた」という立憲主義否定の発言など、国民の懸念を深める事態が繰り返され、審議が進むにしたがって、国民の批判、懸念が広がっている。

国民の懸念を裏付けるように、衆議院憲法審査会では与党が推薦した学者も含めた3人の憲法学者全員が、政府提出法案を「憲法違反」と批判した。

国民の批判、懸念は6月に入ってから世論調査にもあらわれており、「政府が法案について十分説明しているとは思わない」が共同通信の調査で81.4%、読売新聞の調査で80%、今国会での成立について、テレビ朝日の調査で「廃案にすべき」「いまの国会にこだわらず時間をかけて審議すべき」をあわせて82%、読売新聞の調査で「今国会での成立に反対」が5月より11ポイント増えて59%になっている。

仮に法案が成立すれば、憲法9条のもとでも、「戦闘地域」に自衛隊を派兵し、集団的自衛権を発動して海外での戦闘に自衛隊を派兵することになる。これまで戦闘で一人の死者も出さなかった自衛隊が、殺される危険が生じ、他国の兵士や市民を殺す可能性が生じる。

日本は、70年前までの戦争での多くの戦死者、戦争犠牲者を出した。南部町でも過去の大戦での戦没者は550名にのぼっている。私たちは、この歴史の事実を忘れることはできない。

以上のような現状において、戦後日本の歴史転換ともなる重大な法案を、一国会で成立させることには反対である。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年6月19日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官

.....

以上であります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（発言する者あり）

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 済みません、議長、反対者からですか、討論。（「そげだわ」と呼ぶ者あり）取り消し。

○議長（秦 伊知郎君） いいですか。

○議員（5番 植田 均君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。取り消して結構ですか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、白川立真君。（「白川君、賛成する」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議員（1番 白川 立真君） 原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

非常にタイムリーなテーマだというふうに思っております。私も実は久々にこの件は怒っておるんですよ。（「多分そう、賛成だ」と呼ぶ者あり）どこに怒っているかということなんです。これは国民の皆さんも大変今、政府に対して不信感を持っておられるんです。（発言する者あり）これは一致するんですよ、皆さんともね。

なぜかといいますと、今回これだけの重要なテーマですが、憲法論だけで終わっているんです

よね。つまり、集団的自衛権行使というものが我が国の憲法と合っているのか、違憲なのか、その論ばかりなんですよ。これも重要なことなんですけども、本来の本質論というのが非常に少ない。ここをなぜ今、やらないんだろうかというところで私は怒っているわけなんですけどね。先ほど憲法学者が、お三方が、この方々は専門家の方なので、これは違憲であると言っている。これは違憲であると言ったら、これは違憲なんです。私もそう思います。（発言する者あり）

ところが、政治家というのはやはりリアル、現実には生きているというふうに思っていますので、今のこの防衛政策をどうやって練り上げていかなきゃいけない、どうやって国民の命を守るんだというところで、いわゆるミスマッチが起こっているんだろうというふうに思っています。

ただ、ちょっと聞いていただきたいのが、日本の防衛政策というのは大きなターニングポイントを迎えているというふうに思っている。防衛の基本は、1に抑止力、2に抑止力、3に抑止力なんです。（笑声）（「笑うことない」と呼ぶ者あり）そう言われているとおり、外交上での越えはならない防波堤として存在してきたわけです。ここで確認しておきますけども、自国の利益のために軍事力を行使したいと思う国がなければ、防衛力などなくてもいいわけです。そこなんです。

しかし、周辺を見渡せば軍事力を武力として使うやんちゃ3兄弟がいるんです。御想像してくださいね、皆さんね。

そんな中、我が国にとって大きな抑止力を発揮している組織としてアメリカ軍、ユナイテッド・ステーツがあるわけですね、ちょっと要らんことですけどね。アメリカ軍は、日本を含む東アジアの平和と安全のために、その存在感を発揮してるんですね。

昨年、オバマ大統領が大変な宣言したんだ。これはシリアにちょっとかかわる部分で、アメリカは世界の警察ではない、保安官じゃない、シェリフじゃないと言ったことが西側諸国に大きな激震を震わせたわけですよ。私は、このアメリカの抑止力が低下していくこと、いわゆるアメリカが内向きになっているということが心配をしているわけです。そんなときに私たちはどうすればよいのでしょうかという議論をしなきゃいけないわけです、国会はね。

現在、我が国では9条にスポットライトを当てて集団的自衛権の行使について激論が交わされていますが、しかし、大半の国民は説明不足だ、よくわからん、理解できない等の声が多数を占めております。私も本当に説明不足だとさっきも述べました。（発言する者あり）なぜならば、防衛という本質論がないからです。私たちは日本人であり、また国連加盟国の世界市民であるとかつても言いましたが、よって、国内法と国際法を尊重しなければなりません、その2つの法が両輪でなければならないのに、右のタイヤは前進、左のタイヤは後進で同じところをくるくる

くるくる、なんと55年間もとまってるんですね。これが問題なんですよ、私が言ってるのは、どうするんだということなんですね。そこでつまり、いわゆるねじれを起こしているわけです。

1960年に結ばれた新日米安全保障条約、安倍さんのおじいちゃんですよ、岸さんのときだったかな、この前文の中に、日米両国は、国連憲章のもと個別的集团的自衛権を保有していることを確認する、ここで2つの国が確認しています。

次、ちょっと本文のほうにも触れますけども、米軍は、暫定的に日本の施政の範囲における、いわゆる領土のことを言ってるんですけども、そこにアメリカは米軍を駐留し、日本を守ることができる。こうあるわけですけども、このときにアメリカ軍は日本を守らなければならないんだけど、日本は日本に駐留するアメリカ軍を守る権利には触れてない。わかります。意味はわかりますよね。（「アメリカ軍を守る」と呼ぶ者あり）うんうん、そうそうそう、アメリカ軍は日本を守らなきゃいけないが、日本はアメリカ軍を守らなくてもいいとも書いてないわけですが、触れてないわけですね。

そこで、アメリカ下院議会では、これは片務的、おかしい、平等条約じゃないといって議論が起こってるわけですよ。これはわかりますよね。そこでちょっと……（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 少し簡潔にまとめていただきますようお願いいたします。

○議員（1番 白川 立真君） 重要なとこなんであれなんですけども、なぜかというところ……（「重要だ」と呼ぶ者あり）これは我が国がGHQの占領下にあってアメリカを守る力がないよなときに結んでしまってるんでこういうことになって、いまだに変えてないわけですよ。だから、このまま来てしまってるということなんです。そんなときにこの条約というのは、双子の条約って、私たちツインズと言うんですけど、日米安全保障条約と日米地域協定とセットなんですけどね。この条約は10年しか効果がなくて、基本条約。11年目から毎年更新になるんですよ。つまり、アメリカがじゃあ来年やめましょうねと言ったら、もうそれで終わることはできるんですけども、いつも日米が一緒にやろうねと言ってるから更新をしてるだけなんですけどもね。

ところが、そのアメリカが内向きになって下がっていくと、どんな脅威が考えられるのか。今、国会において憲法論ばかり議論をしていますが、我が国が今日あるのも、いにしえの万事に備える精神があったからではないでしょうか。国民の命を守ることをベースに、憲法見直しも含めて安全保障関連の再チェックをしてほしいと思っておりますので、このたびの案件の意見書を出すべきではないというふうに思います。以上です。（「矛盾だな」「そう」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の今国会での成立に反対する意見書に賛成の立場で討論いたします。

第1に、政府が今国会で提出しております集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案であります。6月4日の衆議院憲法審査会で与党が推薦した参考人を含め、3人全員とも違憲と明言しました。参考人の長谷部氏は、集団的自衛権の行使について憲法違反だ、従来の従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。外国の武力行使と一体化するおそれが極めて強い。同じく参考人の小林氏は、憲法9条は海外で軍事活動をする法的資格を与えていない。同じく笹田氏も、歴代政権と内閣法制局がつくり上げてきた従来の法制の枠組みと比べて踏み越えてしまっており違憲だとの見解を表明したところであります。現在、ほとんどの憲法学者も違憲としており、憲法違反であることは明白な事実であります。

また、中谷防衛省は、憲法をいかに法案に適合させていけばいいのかという議論を踏まえて閣議決定をしたと、行使容認を結論ありきで解釈変更したことをにじませています。

合憲性を問われた政府は、最高裁砂川事件判決を持ち出しておりますけれども、最高裁砂川事件判決の争点は駐留米軍の合憲性であり、日本の集団的自衛権は問題とされていないはずであります。

以上から、政府は、集団的自衛権を行使したいなら閣議決定による解釈変更ではなく、憲法9条の改正を主張すべきであります。

第2に、安倍首相は、自衛隊を派遣するに当たっては、我が国の国益や自衛隊の能力を踏まえて主体的に判断するとしておりますが、元防衛官僚の柳澤協二氏は、今回の法制は米国への協力が切れ目なくグローバルにできることが最大のポイントであり、主体的な判断の困難さを強調しております。元外交官の浅井氏は、法整備後はこれまで米国の要請を断る理由だった憲法の制約という言い方ができなくなる。自衛隊の派遣について、今回の国際平和支援法案では随時派遣が可能になり、米国の求めがあればすぐ派遣になるだろうと予測しています。国会の事前承認が必要といっても数的有利な国会であれば、この予測は疑うべきものではありません。このことは日本が米国の世界戦略に巻き込まれ、米国及び他国軍の軍事行動の一部肩がわりを行うことであり、これまで非戦闘地域に限っていた後方支援活動は、現に戦闘が行われている現場以外に拡大し、自衛隊のリスクは格段に高まります。

第3に、先ほども出ておりましたけれども、抑止力が働くということではあります。抑止力による平和ほど危険なものはありません。抑止力に頼るといことは軍拡競争をおおることであり、結果的には武力衝突の危険が増大します。

第4に、安倍首相は、米国議会で夏までに法案を成立させることを約束しました。しかしながら、共同通信社が5月30、31日に全国で実施した全国電話世論調査では、今国会に提出された安全保障関連法案について、賛成35.4%、反対47.6%と反対が大きく上回っています。安全保障関連法案を今国会で成立させる方針については、賛成31.6%、反対55.1%と、これも反対が大きく上回っています。さらに、この法案が国民に十分説明されているかの問いには、「十分説明していると思う」14.2%、「十分に説明しているとは思わない」81.4%と、「十分に説明しているとは思わない」が大きく上回っています。これでも政府は法案を成立させるのでしょうか。

日本のこれからの安全保障について、ちょうど国民的議論を盛り上げていくいい機会でもあります。政府は、今国会での安全保障関連法案を撤回し、日米安全保障条約を続けるのか、やめるのかも含めて、改めて国民的議題を展開していくべきではないでしょうか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。（「なし」「あるよ」「賛成がない」「やらない」「やらない」と呼ぶ者あり）やらないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）賛成やらない。（「みんな賛成」「賛成」と呼ぶ者あり）賛成ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番、石上でございます。この意見書（案）は非常に重要なことでございます。また、町民の方もそれぞれ判断される大事なことですので、あえて賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先輩議員から意見書の骨子について説明がありました。先輩議員も非常に心に積もる思いで意見書（案）を読み上げたと思います。

先ほども賛成討論でございました、国民の8割以上の方がこの法案の早期成立に反対されている事実、今の国会でなぜ結論を出さねばいけないのかということに私も大きな疑問を持ちます。やはり国の骨幹であります防衛政策、安保政策に対しては、やっぱり国民の理解、国民の考えが行き渡って初めて審判を下す、そういうことが私は一番大事なことであらうと思います。強いて言えば、もとに戻って憲法改正に臨むか、あるいは国会を解散して国民に信を問うべきか、そこまでする必要のある大きな問題であらうと思います。憲法9条の理念、憲法99条の国務大臣、国会議員が憲法を尊重し、養護する義務、これは国の最高規範であり、軽々しく憲法改正もなく解釈を変更すべきではないと思います。

抑止力のお話もありました。抑止力を一方が高めると、対象とする国も抑止力を高めるのは当然でございます。過去にありました軍拡の競争です。そして、過去の歴史から学びますと、互

いに自擁、自分を守る、自分の国を守る、それが正当化されていきます。互いに抑止力を高め、自擁を高めていくうちに開戦の口実となってしまう。実際に過去の歴史を見るとそうでありました。

来年の夏には、国政選挙、参院選、そして12月には衆院選もあります。このたびの選挙法の改正で国政参加が20歳から18歳に引き下げられました。新たに240万人の若い世代が国政に参加されます。私は、いざこの法律が通りますと、やはり危険な地に赴くのは若い世代だろうと思います。今、政府はこの判断を強行に決定するのではなく、来年の国政選挙、そして若い世代の意見、国の防衛に関する思い等もしっかりと聞き届けるためにも、現時点で強行に採決をせずに、あと若干、期限を延ばしてさらに国民の議論が深まる、そういうことを期待してこの意見書案に反対するものでございます。よろしく御賛同お願いいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 石上議員、賛成でしょう。

○議員（10番 石上 良夫君） いや、意見書には賛成でございます。

○議長（秦 伊知郎君） はい、わかりました。

○議員（10番 石上 良夫君） よろしく御審議お願いいたします。賛成だぞ。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

5番、植田均君。

原案に……。

○議員（5番 植田 均君） 賛成です。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成ですね。原案に賛成者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 発議案第12号、安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の今国会での成立に反対する意見書を採択すべきという立場で意見を述べます。

先ほどからいろいろな論点が出ておりますが、私が一番強調したいのは、白川議員も今回出された法案は違憲だろうという見解を示されましたね。違憲なものが、憲法違反な法案が与党の数によって強行に採決されるなどということが法治国家において許されるのかという問題なんですよ。

安倍首相は、法による支配ということをよく言われますが、法の最高法規は憲法ですよ。ここ

の論議の中で、憲法違反ということがほぼ確定したのではないのでしょうか。この法案が憲法違反でないという主張をされる方はおられないようですね。そのことが確認できるならば、この今回の意見書は当然、採択されるべきではないのでしょうか。

それぞれ論点はいろいろありますけども、1つだけ私の論点を、私が言ってるわけじゃないですけれども、国会審議の中で明らかになった論点を1つ私の理由として発言をしますが、日本が攻撃されていないのに、他国のために日本が武力行使する集団的自衛権の容認の問題とともに、武力行使をしている米軍など他国軍への武器の輸送や弾薬の補給を行う自衛隊の支援拡大が大きな問題です。

政府は、後方支援について武力行使と一体化しない後方支援は憲法違反ではないと主張していますが、後方支援は国際的には兵たん活動で、武力行使と一体不可分であり、武力攻撃の格好の目標とみなされるものです。国会の質疑で、政府の言う他国の武力行使と一体でない後方支援なら武力行使とみなされないという国際法上の概念は存在しない、このことが明確になりました。そしてさらに、政府の集団的自衛権行使の想定例としているホルムズ海峡での機雷封鎖について、どのような安全保障環境の根本的変容があったのかの質問に対して全く説明できず、答弁不能に陥っています。

このように政府の答弁は支離滅裂であり、憲法違反の法案であることは明らかです。廃案にすることは当然ですが、国民は、政府は説明不足との世論調査結果もあることから、今国会で結論を出せるような状況ではありません。ゆえに、この意見書の採択を主張いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一言、言わせてください。私もこの意見書はぜひ採択したいという意見です。

初日に一般質問等で町長に……。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、最初に賛成か反対か……。

○議員（13番 真壁 容子君） 賛成です。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成ですね。

○議員（13番 真壁 容子君） この意見書に賛成の立場で討論させてください。

最初に、初日の一般質問で、もしこのような法案が通れば、地方自治体にどのような影響があるかと言ったときに、町長は、違憲だと思っけれども、憲法が国を守ってくれるのかということと意見を聞きたいと、反問をしたいと言ったんです。反問権を使ってくださいませんでしたので、

意見を述べる機会がありませんでした。

この討論の中でそれに触れたいと思うのですが、初日に坂本町長が言われた答弁を、私は河野洋平元衆院議長が語ってるんじゃないかと思うんですよ。

河野洋平さんは、日本記者クラブで記者会見して、安倍政権が今回成立させようとするということについて、いかにも早急過ぎるし、乱暴過ぎるんだと、1回引っ込めて再検討したほうがいいと、そういうことを言ってくる中で、どう言ってるかということ、憲法に矛盾し、憲法を踏み越えるような案ではなく、我が国の憲法のもとで、我が国の安全に資するために外交力を強化するなどを考えていくべきではないだろうかと言ったというんですよ。

戦後70年、日本が戦争をしてこなかったというのは、先ほどの白川議員のように、日米安保条約のもとで、アメリカの核の傘に守られてきたから日本が戦争に巻き込まれなかったという意見があるのかもしれませんが、国際的には日本が日本国憲法の第9条を持って、アメリカがたとえ日米安保条約で集団的自衛権があると言いながらも、政府見解としては集団的自衛権の行使は日本国憲法下で認められないと言ってきた中での平和国家として認められてきたからではなかったのでしょうか。そういう意味でいえば、憲法をないがしろにするというやり方は許せないと思うのです。

町内の若い方がどう言ってるか。河野洋平さんがこうも言ってるんですよ。自分がみずからの官房長官時代に、1993年にカンボジアPKOに警察官を派遣したことがあるそうです。その中で1人の警察官が殉死した経験に触れて日本記者クラブでどう言ったかということ、政府が派遣した警察官がカンボジアで武装ゲリラに撃たれて亡くなった。派遣した我々の責任はどれくらい重いか。御家族の様子を見て、今でも胸が詰まるようだと言ったと話を聞きました。これを見ていた若い方がどう言ったかということ、仮に自衛隊が戦場に赴いて戦死者が出たら、若い者の中で自衛隊に入る者がいるのだろうか。となれば、次に来るのは徴兵制になるのではないかと、若い方がそういうふうに言っていました。

きのう、60代の女性が何かできることはないだろうかと言ってきたのが、戦前の人の声を聞けば、あのときに声を上げておけばよかったという声をたくさん聞いたと。自分はそういうことはしたくないので、何か今できることはないだろうか。

国会の論議で戦争法案ではないと言いながらも、新聞紙上では、これは日本を戦争するための国にしていく法案だということは、もう国民の中にも明らかになってきたのではないかと思うんですよ。そういう意味でいえば、先ほど賛否両論の議員の中にあつたように、この機会に日米安保条約等の問題も、もちろん真剣論議されなければならないと思いますが、なし崩し的な憲法違反

でこういう法案を通すということは、私は白川議員とも共通できると思うんですよ。

自民党の中では3人の委員が反対意見述べて、総務会では議論紛糾したと新聞に書かれています。学者の意見を一刀両断に切り捨てることは正しいのか。国民の理解は得られるものではない。参考人全員から違憲の指摘を受け、このまま法案審議を続けるという国会はおかしいのではないかと。私は、今の多数占める自民党と与党が、残念ながら鍵を握ってると思うんですよ。ここで良識的な方々が、今、踏みとどまるという声を上げていくべきではないでしょうか。だとすれば、それを応援する意味でも、ここに座っている、自民党を応援している議員や公明党を応援している議員も一緒になって声を上げていきたいと思うのですよ。ぜひとも、いろいろあると思いますが、御一緒に賛同いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第12号、安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の今国会での成立に反対する意見書を採決いたします。

賛成、反対の意見がございました。起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第13 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をいたしたいと思えます。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第14 議長発議第13号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議長発議第13号、閉会中の継続調査の申し出についてを

議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたします。

日程第15 議長発議第14号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議長発議第14号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、杉谷早苗君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第16 議長発議第15号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議長発議第15号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了い

たしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成27年第4回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後3時22分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月12日に開会以来、本日までの8日間にわたり、一般会計補正予算等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議いたしました。

極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝申し上げるとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられました一般質問あるいは質疑など、意見、要望につきましては町政施行に際し、十分に反映されますように要望する次第であります。

梅雨、そして本格的な夏を迎えるに当たり、皆様におかれましては災害への備えと健康に留意され、ますます御活躍されますことを祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月12日に開会となりまして、本日まで8日間にわたって開催され、一般会計補正予算及び国保条例の一部改正の2議案について御審議をいただけてまいりました。慎重御審議をいただき、2議案ともに原案どおり御賛同賜り、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

15日、16日には、9名の方より一般質問をいただきました。子育て環境について、教育について、農業振興についてなど町政各分野に及び、しかも今日的な課題であり、町民の皆様の関心も高かったのではないかと思います。

それぞれに答弁をいたしましたけれども、かみ合わなかった部分や意見のすれ違ったものなどについて、双方努力して埋めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、当町では、きょうはたまたま雨ですけれども、空梅雨が続いてまいりました。九州のほうでは梅雨前線豪雨によって大きな災害が発生しております。しかも何十年ぶりの雨量とか報道されており、異常気象となっております、いつ、どこで発生するのか予断を許さないところでございます。災害対応に万全を期してまいりますので、議員各位の御協力を賜りますように、またよろしくお願いいたします。

これから暑い日が続きますけれども、各位には体調に気をつけていただきまして、議員活動を展開され、町政の発展に御尽瘁をいただきますように御祈念を申し上げまして、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。
